⑵　自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動の内容

自然環境トラスト活動について、以下の事項を記載します。

・目的及び方針（活動の背景及び目的、保全や利用の対象となる自然環境等）
・実施主体（都道府県又は市町村及び民間団体）
・土地の取得等に関する事項（土地の取得等の方法、取得等の区域、年次計画、配慮事項等）
・土地の取得等以外の活動の内容（活動内容、実施区域、年次計画、配慮事項等）
・合意形成に関する事項（合意形成の手法、協議会の有無及び体制、配慮事項等）
・自然公園法等の各法律の特例措置の対象となる活動

なお、地域計画の作成主体である都道府県又は市町村以外の者が行う自然環境トラスト活動の内容を記載する場合には、十分な連携を図る必要性があることから、法第４条第３項の規定に基づき、その実施主体の同意を得なければなりません。

⑶　自然環境トラスト活動促進事業の内容

自然環境トラスト活動促進事業について、以下の事項を記載します。

・目的及び方針（事業の背景及び目的）
・事業の内容（事業内容、年次計画、配慮事項等）

⑷　計画期間

計画期間は、自然環境トラスト活動の恒久性を考慮しつつ、地域計画の目標である自然環境の保全と持続可能な利用を推進するために適切な期間を設定します。

⑸　その他自然環境トラスト活動促進事業の実施に関し必要な事項

その他の必要な事項として、活動状況の公表の方法、モニタリング調査等による評価及び点検、自然環境トラスト活動基金を設置する場合においてはその目的、使途及び運用の方法並びに収支報告の方法、広報等の事項を記載します。

６　自然環境トラスト活動基金の設置

法第10条に規定する自然環境トラスト活動基金は、主として都道府県又は市町村が行う自然環境トラスト活動促進事業に充てられるものです。具体的には、都道府県又は市町村が、この基金を活用し、民間団体等が行う自然環境トラスト活動に対し財政的支援をすることや、当該活動を支援する広報を行うことなどが想定されます。

なお、都道府県又は市町村が基金を設けて自ら自然環境トラスト活動を行おうとする場合には、既に活動している民間団体と十分に調整することが重要です。また、基金の使途については、関係者と十分調整を行った上で、あらかじめ明示するとともに、収支を公開する等、透明性の確保が必要となります。

第３　その他地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動促進事業の実施に関する重要事項

１　地域自然資産区域に関する基本的考え方

法第２条第４項の地域自然資産区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく国立公園及び国定公園、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく記念物に係る名勝地のほか、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区その他地域の自然風景地、野生動植物の生息・生育地、自然に親しむ場等、地域にとって重要な自然環境であって、都道府県又は市町村等により地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域をいいます。なお、自然環境の一体性の確保や効果的な事業の実施の観点から、複数の都道府県又は市町村にまたがって事業を実施する場合には、可能な限りそれらが共同して地域計画を作成することが望まれます。

２　地域計画の作成に関する基本的考え方

⑴　協議会

①　協議会の設置

都道府県又は市町村が地域計画を作成するに当たっては、関係都道府県又は市町村、自然環境トラスト活動を実施する一般社団法人等、土地の所有者をはじめとする、幅広い関係者の意見を聴き、地域計画を共通のビジョンとして合意形成を図ることが、計画作成後の円滑かつ継続的な活動の実施につながります。

このため、地域計画の作成及び地域計画の実施に係る連絡調整を行う場として、法第５条第１項の協議会を設置して、継続的に協議を行っていくことが効果的です。

②　協議会の構成員

協議会の構成員は、法第５条第２項の規定に基づき、地域計画を作成しようとする都道府県又は市町村、地域計画に記載しようとする自然環境トラスト活動を行うと見込まれる一般社団法人等のほか、以下のアからエまでに示す土地の所有者等、関係住民、関係事業者、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県又は市町村が必要と認める者が含まれます。

ア　土地の所有者等とは、土地や木竹の所有者のほか、地上権や貸借権等、所有者との契約によってこれらを使用し若しくは収益する権利、漁業権又は入漁権を有している者をいいます。

イ　関係住民とは、地域自然資産区域及びその周辺の住民をいいます。

ウ　関係事業者とは、地域自然資産区域及びその周辺で、歩道等の整備・管理を行う事業者、自然環境保全活動等を行う特定非営利活動法人等、農林漁業等の収益事業活動を行っている者等をいいます。

エ　関係行政機関とは、国立公園が含まれる場合は環境省、国定公園の場合は都道府県、国有林野や記念物に係る名勝地、公共施設等の省庁又は都道府県若しくは市町村が所管・管理している土地や施設等が含まれる場合は、当該省庁や都道府県又は市町村をいいます。

なお、地域計画に定める入域料の収受や自然環境トラスト活動等は土地の財産権に深く関わることから、土地の所有者等は、協議会の構成員として含めることを基本とします。また、地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動と密接な関係を有する関係行政機関及び関係事業者についても特に協議会への参画を求めることが望まれます。

そのほか、協議会には、地域計画の作成主体以外の関係都道府県又は市町村、学識経験者、当該地域を利用する山岳団体等の利用関係者等、保護と持続可能な利用に関する幅広い関係者が参画することが望まれます。

③　協議会の運営

協議会は、関係者による合意の形成を基本とし、協議会の総意の下、公正かつ適正な運営を図ることが望まれます。また、原則として公開を前提とし、透明性を確保することが必要です。協議会は、地域計画作成後も継続し、協議会で合意された事項を尊重し、地域計画に定める共通の目標の下、情報共有、活動の評価及び見直し並びに新たな課題の検討を行う場としての役割を担うことが望まれます。また、自然環境の保全や再生、利用者負担に関する社会経済分析、地域の合意形成等に関する外部の専門家、有識者等の協力を得て、科学的視点を尊重した運営を行っていくことが望まれます。

④　協議会を設置しない場合の検討方法

地域計画の作成に当たっては協議会を設置して検討を進めていくことが望まれますが、協議会を設置しない場合であっても、上記の観点を尊重し、協議会における合意形成に代えて、土地の所有者等、関係事業者及び関係行政機関との協議をはじめ、多様な関係者による丁寧な合意形成、透明性の確保、情報の共有や活動の見直し及び評価に係る継続的な協議が必要となります。

⑵　土地の所有者等及び一般社団法人等による地域計画作成の提案

法第４条第４項に規定する土地の所有者等及び一般社団法人等による地域計画作成の提案の仕組みは、地域自然環境保全等事業を推進し、及び自然環境トラスト活動を促進し、民間の発意による自然環境の保全及び持続可能な利用を推進するために非常に重要となります。